

情 報 確 認 日	この情報は令和 6年 4月 1日現在のものです
サービスの種類	消費生活相談
名 称	(フリガナ)サツテシショウヒセイカツセンター ----- 幸手市消費生活センター
担 当 者	くらし防災課 幸手市消費生活相談員
住 所	〒 340－0192 幸手市東4－6－8
連 絡 先	TEL:43－1111 内線192 FAX:44－0257 その他連絡先(携帯等):
Eメールアドレス	
ホームページURL	https://www.city.satte.lg.jp/soshiki/shiminkyoudou/2/1/1236.html
受付日時(営業日時)	毎週月～金曜日の10:00～15:30(12:00～13:00は除く)
内 容	「必要の無い商品を買ってしまった」「今だけ特別と言われて契約してしまった」などの消費生活全般に関する苦情・問い合わせについての相談を、専門の相談員が相談に応じます。日常生活に起きた訪問販売等のトラブルや困ったな、どうしよう、ちょっとへんだぞ、と思ったらお気軽にご相談ください。 ※電話相談も可能です。 ※契約書等の内容を確認する場合があります。来庁される際は、予めお電話でセンターにご連絡ください。 相談場所:幸手市消費生活センター(幸手市役所内)
利 用 料 金	無料
サービス提供地域	☐ 県内全域 ☒ 幸手市内 ☐ 市外(提供可能地域)
利 用 条 件	幸手市在住の方対象 予約制ではありません。電話相談可(内線192)